

# 第16回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

株主資本等変動計算書

個別注記表

第16期（2019年1月1日～2019年12月31日）

株式会社カイオム・バイオサイエンス

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<http://www.chiome.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様に提供しています。

## 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 66,144,000株

(2) 発行済株式の総数 33,283,354株（自己株式146株を除く）  
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は6,502,000株増加しております。

(3) 株主数 18,907名

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
太田 邦史	962,700	2.89
株式会社SBI証券	938,542	2.81
楽天証券株式会社	803,900	2.41
マネックス証券株式会社	652,650	1.96
松井証券株式会社	523,400	1.57
飯作 哲男	377,000	1.13
MSIP CLIENT SECURITIES	375,358	1.12
柴田 武彦	273,000	0.82
小野澤 重雄	228,000	0.68
山戸 福太郎	221,400	0.66

(注) 上記の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式の数を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第10回新株予約権
発行決議日	2015年4月16日
区分	取締役（注1、2）
保有者数	1名
新株予約権の数	20個
目的となる株式の数	2,000株
目的となる株式の種類	普通株式
権利行使時1株当たりの行使価額	998円
権利行使期間	2017年5月8日から2021年5月7日まで

（注）1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

2. 保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要

		第15回新株予約権
発行決議日		2019年8月13日
新株予約権の数		2,450個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 245,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり22,600円 (1株当たり226円)
権利行使期間		2021年8月30日から2025年8月29日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 2,450個 目的となる株式数 245,000株 交付者数 41人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 交付者数 一 人

(注) 本新株予約権の割当てを受ける者（以下、「被付与者」という。）は、当社又は当社の子会社の取締役、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合（被付与者が死亡した場合を含む。）には、本新株予約権行使することができない。但し、行使することができるることについての当社取締役会の予めの承認を得た場合はこの限りでない。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

① 2018年12月20日開催の取締役会決議に基づき発行した行使価格修正条項付き第14回新株予約権

新株予約権の総数	6,428個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 6,428,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり709円
新株予約権の払込期日	2019年1月8日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 233円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の92%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
新株予約権の行使期間	2019年1月9日から2021年1月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社

(注) 当社は、メリルリンチ日本証券株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたしました。当該第三者割当て契約において、主に以下の内容が定められています。

- ・当社による本新株予約権の行使の指定
- ・当社による本新株予約権の行使の停止

- ・メリルリンチ日本証券株式会社による本新株予約権の取得に係る請求
- ・当社が、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、新株予約権の行使制限措置を講じること

なお、当該契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、上記のメリルリンチ日本証券株式会社の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。

② 2019年8月13日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権（第16回新株予約権）

新株予約権の総数	1,500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 150,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の払込期日	2019年9月13日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり194円
新株予約権の行使期間	2019年8月30日から2029年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	<p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	当社取締役および監査役 5名

(注) 1. 割当日から2024年8月29日までの間、新株予約権者は自由に権利行使することができるが、2024年8月30日から行使期間の終期までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使はできないものとする。一方で、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの期間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができる場合は、当該時点以降、行使期間の終期までの場合において、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使指示の時点においても行使価格の60%を下回っている場合に限る。

2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）として取締役会において決議した事項の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役・使用人は、法令・定款ならびに企業倫理を率先垂範し、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努める。
  - ② 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令および社内規程に基づき、適切に保存および管理を行う。
  - ② 取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役は、取締役会規程、組織関連規程に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。
  - ② 全社的な経営目標を定め、その達成に向けて具体策の立案および進捗管理を行う。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
現在、該当事項はありません。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて使用人を配置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- ② 監査役補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査役補助者は監査役に係る業務を優先する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

当社取締役および使用人ならびに子会社の役員は、当社監査役の求めにより、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について都度報告する。

(9) 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して上記報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとし、その取扱いについて周知徹底を図る。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に関して生じる費用については、監査役の職務執行に必要ないと認められた場合を除き、所定の手続きにより会社が負担する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

## **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、前項の基本方針に基づく内部統制の遵守とその適切な運用に努めており、当事業年度における内部統制の運用状況の概要については、以下のとおりです。

### **(1) コンプライアンス体制**

社是、行動規範、コンプライアンス規程に基づき、全ての役職員が法令遵守に努めるとともに、コンプライアンス違反の早期発見および未然防止を図るため、内部通報規程に基づき、通報窓口を社内に周知し、その運用を図っております。

### **(2) リスク管理体制**

当社が直面しているリスクまたは将来発生するリスクについて組織的に予防策を講じるため、リスク管理規程に基づき、定期的に各部門責任者が出席する会議体において、リスクの洗出し、リスク対策の進捗等の確認を行い、重要なリスクについては取締役会において報告を行っております。

### **(3) 取締役の職務の執行**

当事業年度は14回の取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定および職務執行状況等について報告を行っております。また、取締役の職務執行は、取締役会規程および組織規程等に基づき、権限と責任の明確化を図り、効率的な業務執行を行っております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日)  
(至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,454,775	5,444,775	5,444,775	△8,250,831	△8,250,831
当期変動額					
新株の発行	677,441	677,441	677,441		
当期純損失(△)				△1,403,821	△1,403,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	677,441	677,441	677,441	△1,403,821	△1,403,821
当期末残高	6,132,216	6,122,216	6,122,216	△9,654,653	△9,654,653

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△292	2,648,426	28,292	2,676,719
当期変動額				
新株の発行		1,354,883		1,354,883
当期純損失(△)		△1,403,821		△1,403,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△6,272	△6,272
当期変動額合計	—	△48,938	△6,272	△55,210
当期末残高	△292	2,599,488	22,020	2,621,508

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

原材料

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

機械及び装置 定率法

工具、器具及び備品 定率法

なお、主な耐用年数については、次のとおりであります。

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 4～15年

#### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (3) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. たな卸資産の内訳

原材料	47,886千円
仕掛品	18,740千円
計	66,626千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 443,279千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	26,781,500	6,502,000	—	33,283,500

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	146	—	—	146

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないのを除く）の目的となる株式の数

普通株式 195,800株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	2,461,060千円
減価償却費超過額	166,075千円
投資有価証券評価損	34,906千円
賞与引当金	1,297千円
未払事業税	10,927千円
資産除去債務	12,691千円
前受金	3,718千円
その他	2,125千円
繰延税金資産小計	2,692,802千円
評価性引当額	△2,692,802千円
繰延税金資産合計	— 千円

**(金融商品に関する注記)**

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、事業計画等に照らして、必要な資金を調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
① 現金及び預金	2,105,976	2,105,976	—
② 売掛金	95,138	95,138	—
③ 未収消費税等	35,693	35,693	—
④ 買掛金	29,936	29,936	—
⑤ 未払金	33,438	33,438	—
⑥ 未払法人税等	38,106	38,106	—
⑦ 預り金	5,239	5,239	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金、③ 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 買掛金、⑤ 未払金、⑥ 未払法人税等、⑦ 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難な金融商品

区分	当事業年度 (2019年12月31日)
敷金及び保証金（※1）	73,908千円
非上場株式（※2）	150,000千円

※ 1. 貸貸物件等において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退居までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

※ 2. 非上場株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
役員及び その近親者	小林 茂	(被所有) 直接 0.52	当取締役	新株予約権の権利 行使(注1)	11,968 (注2)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 2010年3月17日取締役会決議により会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しています。

2. 「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

78円10銭

1株当たり当期純損失(△)

△44円61銭

## (重要な後発事象に関する注記)

### 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2020年2月14日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、2020年3月27日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

#### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、2019年12月31日現在で9,654,653,632円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。この欠損金を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の処分を行うものであります。

#### 2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金 6,132,216,961円のうち、5,632,216,961円（減少後の額 500,000,000円）

資本準備金 6,122,216,958円のうち、4,022,436,671円（減少後の額 2,099,780,287円）

##### (2) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金及び資本準備金の額のみを減少させてその他資本剰余金に振り替えます。

#### 3. 剰余金の処分の内容

資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生により生じるその他資本剰余金9,654,653,632円の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当します。

#### 4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2020年2月14日

(2) 定時株主総会決議日 2020年3月27日（予定）

(3) 債権者異議申述公告日 2020年3月30日（予定）

(4) 債権者異議申述最終期日 2020年4月30日（予定）

(5) 効力発生日 2020年5月1日（予定）